

西京区認知症地域ケア協議会 会則

第1章 総 則

第1条 名称

本協議会の名称は『西京区認知症地域ケア協議会』とする。

第2条 事務局及び所在地

本協議会の事務局は、一般社団法人西京医師会に置く。

所在地は、京都市西京区樫原下の町8 樫原公会堂2階である。

第2章 目的及び活動

第3条 目的

本協議会は、地域における認知症の方の早期発見から早期診断・治療、地域ケアの体制を関係者が協力して構築すること、及び、認知症になっても安心して過ごせる西京区とするために広報・啓発・関係者の対応力向上・検討協議などを行うことを目的とする。

第4条 活動

本協議会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 診断・治療・地域ケアの連携体制の構築。
2. 地域における認知症に関する啓発。
3. 関係者の対応力向上のための研修。
4. 関係者の交流・情報交換。
5. その他、目的を達成するための活動。

第3章 構 成

第5条 構成団体

本協議会の目的・活動に賛同し、活動に参加する団体等により構成する。

1. 構成団体等は、西京保健福祉センター・洛西保健福祉センター・西京警察署・西京消防署・西京区社会福祉協議会・京都市立中学校長会西京支部・西京区自治連合会・西京区民生児童委員会・西京区すこやかクラブ連合会・京都市地域包括支援センター在宅介護支援センター連絡協議会西京支部・認知症の人と家族の会・虹の会・ますかつとの会・京都市老

人福祉施設協議会西京支部・西京区通所介護施設連絡会・介護支援専門員会・西京区地域介護予防推進センター・西京地域訪問看護ステーション連絡会・病院地域連携実務者会・京都府西京薬剤師会・京都市西京歯科医師会・西京医師会・西京コンビニ防犯対策協議会・京都経済短期大学・京都府理学療法士会・京都府作業療法士会である。

第6条 賛助団体等

1. 前条の構成団体以外に、本会の目的に賛同し協力することを申し出た団体・企業を賛助団体等とする。
2. 賛助団体等となるには世話人会議の了承を得ることとする。

第7条 新たな団体等の参加

本協議会への新たな参加は、世話人会議の同意を必要とする。

第4章 役員及び顧問

第8条 会長

本協議会に会長を置く。

1. 会長には一般社団法人西京医師会会長がつく。
2. 会長は、本協議会の運営を統轄する。

第9条 世話人

本協議会に参加する構成団体ごとに世話人を置く。

1. 世話人は、構成団体による協議で推薦し、会長が任命する。
2. 世話人は、構成団体内の協議で交代を会長に申し出ることができる。
3. 世話人は、所属する団体の意見などを本協議会運営に反映するために集約する。
4. 世話人は、本協議会よりの連絡事項を構成団体に伝達する。
5. 部門は、保健福祉センター・警察署・消防署・社会福祉協議会・中学校長会・自治連合会・民生児童委員会・すこやかクラブ連合会・地域包括支援センター・認知症の人と家族の会・虹の会・ますかつとの会・老人福祉施設協議会・通所介護施設連絡会・介護支援専門員会・西京区地域介護予防推進センター・訪問看護ステーション連絡会・病院地域連携実務者会・薬剤師会・歯科医師会・医師会・西京コンビニ防犯対策協議会・京都経済短期大学・理学療法士会・作業療法士会などとする。

第10条 世話人会議

世話人は、定例で世話人会議を開催し、意見交換及び本協議会の活動を行うために必要な議案の協議決定を行う。

1. 世話人の互選で代表世話人を選出し、代表世話人が世話人会議の司会進行を行う。
2. 世話人会議での決定事項は、会長の承認の上、本協議会の名で関係者に報告する。(この関係者はどなたでしょうか)
3. 代表世話人は、世話人会議の開催日時・協議事項などを世話人などと相談の上決定し、各世話人に通知する。
4. 代表世話人の指名で、副代表世話人を置くことができる。
5. 副代表世話人は、代表世話人に事故があった場合にその代行をする。

第11条 実行委員会

本会主催の催しなど実務の検討を行うため実行委員会を置く。

1. 実行委員会は、構成団体より実行委員長1名、実行委員若干名と賛助団体の協力委員等若干名で構成する。
2. 実行委員および協力委員は、本協議会の構成団体及び賛助団体の中より会長が選任し、世話人会議の同意を得て就く。
3. 実行委員と世話人の兼任は妨げない。
4. 実行委員の互選で実行委員長を選出する。
5. 実行委員長の指名で副実行委員長を置く。
6. 副実行委員長は、実行委員長に事故のあった場合その代行をする。
7. 実行委員の任期は2年とするが再任は妨げない。
8. 実行委員が任期途中で止むを得ない事情で実行委員を交代した場合の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 実行委員会議

実行委員及び協力委員は、実行委員会議を定例で開催し、認知症地域ケア改善の検討を行うとともに、認知症啓発及び認知症に対する対応力向上を目的とする催しなどについて協議する。

1. 実行委員会議で協議した結果は、世話人会議に報告し、必要なものについては承認を得る。
2. 実行委員会議は、実行委員長が司会進行を行う。
3. 実行委員会議の開催日時などは、実行委員長が実行委員の都合を聞き決定し通知する。
4. 実行委員会議に必要に応じて部会を設けることができる。

5. 前項の部会は、実行委員のうち案件に関わるものをもって構成し、構成員の協議で開催日時などを決め、検討結果を実行委員会に報告する。
6. 部会は、別表に記載する。

第13条 監事

本協議会の会計監査等を行うため監事を置く。

1. 監事は、2名を、世話人の互選により選出する。
2. 監事の任期は2年とするが、再任は妨げない。

第14条 顧問

本協議会に顧問を置くことができる。

第5章 会議

第15条 会議の開催

本協議会は、以下の会議を行う。

1. 本協議会の総会を年1回開催する。
2. 世話人会議を概ね年に3回開催する。
3. 実行委員会会議は、概ね2ヶ月に1回開催する。

第16条 会議の招集

本協議会の行う会議の招集は下記のものを行う。

1. 総会は世話人会議の意見を聞き会長が招集する。
2. 世話人会議は、代表世話人が招集する。
3. 実行委員会は、実行委員長が招集する。

第6章 会計

第17条 経費

本協議会の経費は、負担金、交付金、賛助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第18条 会計規則など

会計についての必要な事項は、世話人会議で別に定める。

第7章 事業年度及び予算決算

第19条 事業年度

本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第20条 事業計画及び収支予算

会長は、事業年度の開始前に、事業計画及び収支予算を作成し、世話人会議の了承を得る。

1. 事業計画及び収支予算は、世話人会議の承認の後、総会で報告する。

第21条 事業報告及び決算

事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた後、世話人会議の了承をうけた上、総会に報告する。

第8章 事務局

第22条 事務局

本協議会の事務局は、西京医師会事務局が担当する。

1. 本協議会事務局担当者を西京医師会地域連携委員会委員より会長が選任する。
2. 事務局担当者は、代表世話人及び実行委員会委員長の指示の下に事務処理を西京医師会事務局とともに行う。
3. 事務局担当者は、会長の交代の都度選任するものとするが再任は妨げない。

第9章 補則

第23条 会則の改定

本会則の変更を必要とした場合は、世話人会議の承認を得て改定する。

第10章 付則

付則

この会則は、平成21年10月24日より発効する。

付則2

会則改定に伴う平成24年度の事業年度は、平成24年10月1日から平成25

年 3 月 31 日とする。

改定

平成 24 年 2 月 18 日第 5 回世話人会議の承認を得て改定
平成 24 年 7 月 21 日第 6 回世話人会議の承認を得て改定
平成 25 年 6 月 1 日第 8 回世話人会議の承認を得て改定
平成 26 年 4 月 19 日第 10 回世話人会議の承認を得て改定
平成 27 年 7 月 4 日第 12 回世話人会議の承認を得て改定
平成 30 年 2 月 17 日第 17 回世話人会議の承認を得て改定
令和元年 7 月 20 日第 20 回世話人会議の承認を得て改定

別表

部会名	
事例検討会部会	事例検討会につき協議を行う